解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年十月二十三日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

高知県四万十市西土佐須崎八一〇―三

清算法人にしとさ土地改良区

代表清算人　土居　隆夫

第二期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一七八
固定資産	一八一、三八九
繰延資産	七一八
合計	一八二、二八六

負債及び純資産の部

流動負債	一、二二三
固定負債	一一〇、〇〇〇
株主資本	七一、〇六二
資本金	四〇、〇〇〇
資本剰余金	四〇、〇〇〇
資本準備金	四〇、〇〇〇
利益剰余金	△八、九三七
その他利益剰余金	△八、九三七
（うち当期純損失）	（九、五七八）
合計	一八二、二八六

平成二十九年七月二十五日

東京都港区北青山二丁目五番一号

株式会社Global Meat Investment Partners

代表取締役　鯛　健一

第六十四期決算公告

平成二十九年四月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	一二、二九七
固定資産	三二、九〇〇
合計	四五、一九七

負債及び純資産の部

流動負債	六、四八〇
固定負債	一二、〇三七
株主資本	二五、二六一
資本金	四八一
資本剰余金	七三八
利益準備金	二四、〇四二
利益剰余金	一二〇
その他利益剰余金	二三、九二一
（うち当期純利益）	（八七六）
評価・換算差額等	一、四一八
合計	四五、一九七

平成二十九年七月二十五日

愛知県安城市今本町東向山七番地

豊臣機工株式会社

取締役社長　後呂　幸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道枝幸郡枝幸町字下幌別七番地、最後の住所札幌市北区北一七条西三丁目二番一〇―三〇六号　被相続人　亡　中村　一也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

札幌市中央区大通西一四丁目一―九ダイアパレス大通七〇一号室めぐみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤めぐみ

（戸籍上の氏名　植田めぐみ）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市大槻町字久助林五番地二二、最後の住所福島県郡山市大槻町字久助林五番地の二二　被相続人　亡　水久保善治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

福島県郡山市本町一丁目五番一〇号カナヤマ第一ビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　武田　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川七丁目八番、最後の住所東京都荒川区荒川七丁目八番一―三〇五号　被相続人　亡　萬年いせ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

東京都文京区小石川二丁目一番二号第11山京ビル五〇一坂井・渡瀬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂井　崇徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市米沢一六〇番地、最後の住所新潟県魚沼市今泉八三二番地一

被相続人　亡　貝瀬　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

新潟市中央区東中通一番町八六番地五一

新潟東中通ビル四階　いなほ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市五ケ堀之内二七二番地五、最後の住所静岡県焼津市五ケ堀之内二七二番地の五　被相続人　亡　藤村美早子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

静岡県静岡市葵区追手町一番一三号アゴラ静岡ビル四階　追手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　相川　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区与一右衛門新田三三五番地四四七、最後の住所静岡県静岡市葵区羽鳥本町一九番四六号

被相続人　亡　岩本　芳春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

静岡市葵区追手町一〇番二〇九号　新中町ビル二階　牧田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松村　幸亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊明市新田町前原一番地、最後の住所愛知県豊明市新田町前原一番地ナビライフ豊明マンション一番館七一二号

被相続人　亡　新沼　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十日

事務所名古屋市中区栄二丁目一一番七号伏見大島ビル五〇四号室　山岸・諸岩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　諸岩　龍弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区塔之段通今出川上る一丁目下塔之段町五〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一番地

相続財産管理人　弁護士　長谷川博啓

第13期決算公告　平成29年6月30日

宮城県仙台市泉区大沢3丁目4番1号

株式会社ジェイウッド

代表取締役社長　正木　秀樹

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	942,752
	固定資産	544,213
	繰延資産	941
	資産合計	**1,487,906**
負債及び純資産の部	流動負債	1,299,458
	負債合計	**1,299,458**
	株主資本	188,448
	資本金	100,000
	利益剰余金	88,448
	その他利益剰余金	88,448
	（うち当期純損失）	(70,964)
	純資産合計	**188,448**
	負債・純資産合計	**1,487,906**